

佐渡市地域循環共生圏の創造による
持続可能な島づくり推進条例（案）

パブリックコメント
ご意見募集要領

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）

パブリックコメント

【趣 旨】

本条例は、令和4年に国からSDGs未来都市等に選定された自覚を深め、島全体でSDGsを推進し、自然豊かな佐渡の特徴や地域の資源を有効活用しながら、環境・経済・社会を向上させ、持続可能な島づくりを実現していくための共通の指針として制定します。

「佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）」について、市民の皆さまにお知らせするとともにご意見を募集します。

【公表資料】

佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例（案）

【公表場所】

市役所本庁舎（1階総合案内、2階総合政策課）、各支所・行政サービスセンター、各地区教育事務所、各図書館（室）、市ホームページ

【意見募集期間】

令和5年1月16日（月曜日）～令和5年2月10日（金曜日）午後5時（必着）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考えは、2月中旬（予定）に市ホームページなどで公表する予定です。

【ご意見の提出方法】

○ご意見提出用紙

提出用紙に必要事項を記入のうえ、ファックス、郵送または担当窓口へ直接お持ちください。

提出用紙は、公表場所のほか、市ホームページからダウンロードできます。

○応募専用フォーム

市ホームページの応募専用フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえ、送信してください。

- ご意見の内容は公表しますが、お名前などは公表しません。
- 各ご意見への個別回答はしませんので、ご了承ください。
- 内容が類似するご意見は、まとめて公表する場合があります。
- 賛否の結論だけのご意見に対する本市の考え方は、公表しません。
- いずれの手段で提出される場合も、お名前とご住所が記入されていない場合は、お受けできない場合があります。

【ご意見提出先】

企画財政部総合政策課政策推進室政策推進係

住所：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232

電話：0259-63-3802 ファックス：0259-63-5126